

講演

人権と管轄権の正誤

—外国人不法行為法の解釈の誤謬—

アレックス・グラスハウザー*
宮川成雄(訳)

I. はじめに

100年以上前にアメリカ連邦最高裁は、こう宣言した。「国際法は我が国の法の一部である…。」⁽¹⁾ 合衆国憲法には、“law of nations”⁽²⁾ に言及する条項がある。18世紀の憲法起草者達は国際法の形成に参加し、これを遵守することを新しい国家に望んでいた⁽³⁾。長い間、最高裁のこの宣言は空虚なものであったが、近年の数十年に変化が生じてきた。人権侵害の被害者が連邦裁判所に国際人権訴訟を多数提起しており、国家が関与する犯罪、例えば殺人や拷問などについて訴訟が提起されている。

* Alex Glashausser, Professor of Law, Washburn University School of Law, Topeka, Kansas, U.S.A. B.A. 1990, Harvard College; J.D. 1995, Duke University School of Law. I would like to thank Waseda Law School and the Waseda University Institute of Comparative Law, and in particular Professor Shigeo Miyagawa, for the opportunity to present these remarks orally on July 24, 2013, during my stay at Waseda as a Visiting Scholar.

- (1) *The Paquete Habana*, 175 U.S. 677, 700 (1900) (Gray, J.); *see also* *The Nereide*, 13 U.S. 388, 423 (1815) (Marshall, C.J.) (“[T]he [Supreme] Court is bound by the law of nations which is a part of the law of the land.”).
- (2) U.S. CONST. art. I, § 8.
- (3) *See, e.g.*, *Ware v. Hylton*, 3 U.S. (3 Dall.) 199, 281 (1796) (Wilson, J.) (“When the United States declared their independence, they were bound to receive the law of nations”); *Chisolm v. Georgia*, 2 U.S. (2 Dall.) 419, 474 (1793) (Jay, C.J.) (“The United States . . . , by taking a place among nations of the earth, bec[a]me amenable to the law of nations”).

このような訴訟は、外国人不法行為法を援用する形で提起されている。同法は、次のように規定している。

「地方裁判所は、国際慣習法（law of nations）または合衆国の条約に違反してなされた不法行為についてのみ、外国人によって提起された民事訴訟の第一審管轄権を持つものとする。」⁽⁴⁾

この法律は 1789 年裁判所法の一部として制定され、このとき第一回連邦議会は連邦事実審裁判所を創設し、一定の裁判管轄権を設定した⁽⁵⁾。

2012 年度の開廷期に最高裁は、この法律について極めて制限的な解釈を示した。最高裁が懸念したのは、外国での人権侵害についてアメリカの裁判所が裁判管轄権を行使することによって他国の主権を侵害し、外交問題を引き起こすのではないかということである。最高裁は、訴訟の事物管轄権の不存在を理由に訴えを却下した原審判決を認容するについて、アメリカ法の域外適用禁止を推定する法理を援用した。

私の考えでは、外国人が提訴する不法行為訴訟についての連邦裁判所の事物管轄は適切なものであり、それは外国人不法行為法に基づくよりもっと広い裁判管轄権に基づいているといえる。外国人不法行為法は、国際人権保障のシンボルとなっているが、実際は障害となっている。つまり、外国人不法行為法は最高裁がアメリカ法の域外適用否定の推定則を不適切に援用することによって、国際慣習法の内容という難しい問題について判断回避する口実となっている。アメリカと十分な接触を持たない事件をアメリカの裁判管轄としない他の法理が存在し、外交問題の発生を防止している。将来の事件において、連邦裁判所は外国人不法行為法を無視し、より広範囲の連邦法の下での事物管轄権を行使すべきである。管轄権を制限する法理の適用がなければ、アメリカの裁判所は裁判管轄権を行使して国際法違反の不法行為について実体問題に判断を下すべきである。なぜなら、不法行為に関する国際法は、理論上、アメリカ合衆国の法の「一部」であるからである。

(4) “The district courts shall have original jurisdiction of any civil action by an alien for a tort only, committed in violation of the law of nations or a treaty of the United States.” 28 U.S.C. § 1350.

(5) Judiciary Act of 1789, ch. 20, § 9(b), 1 Stat. 73, 77.

II. アメリカの裁判所における国際人権訴訟

200年近くも、外国人不法行為法の下での連邦裁判所の管轄権は行使されて来なかった⁽⁶⁾。しかし、1980年以来、同法は世界中の原告達にとって希望のかがり火となった。外国人不法行為法は数多くの事件において援用され、アメリカは国内裁判所で国際慣習法違反の問題を国際人権の問題として判断する数少ない国の一つとなってきた。ただし、国際人権条約の違反を扱うことはまれである。

A. Filártiga 判決

画期的判決となったのは、1980年の *Filártiga v. Peña-Arala* 判決⁽⁷⁾である。この事件ではパラグアイ人の男性の死亡につき、その父と娘が訴訟を提起した。原告は、パラグアイ政府官吏が父の政治活動への報復として、その息子をパラグアイで拷問にかけ死亡させたと主張した。当該政府官吏はパラグアイでの訴状送達の前にアメリカに移動していた。原告はアメリカ合衆国の連邦裁判所の事物管轄権を根拠として、外国人不法行為法を援用した。

連邦地方裁判所は、管轄権の不存在を理由に訴えを却下したが、連邦控訴裁判所は次のように威厳にあふれる表現で管轄権を認めた。「本日の我々の判決は、人類の多年にわたる夢である、すべての人間を残酷な暴力から解放するための、小さな一歩ではあるが重要な一歩である。」⁽⁸⁾

B. Sosa 判決

Filártiga 判決が国際人権訴訟の水門を開けた。世界中から原告が外国人不法行為法を援用して、アメリカの連邦裁判所の事物管轄権の存在を主張し、訴訟を提起するようになった⁽⁹⁾。最高裁は、2004年になって、*Sosa v. Alvarez-*

(6) *See IIT v. Vencap, Ltd.*, 519 F.2d 1001, 1015 (1975) (Friendly, J.) (calling the statute “old but little used” and declining to apply it).

(7) 630 F.2d 876 (2d Cir. 1980).

(8) *Id.* at 890.

(9) *E.g.*, *Abebe-Jira v. Negewo*, 72 F.3d 844 (11th Cir. 1996) (plaintiffs from Ethiopia); *Kadic v. Karadžić*, 70 F.3d 232 (2d Cir. 1995) (plaintiffs from Bosnia-Herzegovina); *Xuncax v. Gramajo*, 886 F. Supp. 162 (D. Mass. 1995) (plaintiffs from Guatemala).

Machain 判決⁽¹⁰⁾で、この種の訴訟の実体的な訴訟原因の範囲について判断を下すことになる。

原告はアメリカ政府当局によって刑事裁判に付されるためにメキシコから拉致連行されたと主張した。その刑事裁判で原告は無罪とされたが、原告はその拉致連行が恣意的な逮捕拘束にあたるとして国際慣習法違反を主張した。地方裁判所は拉致の実行犯の一名に対して損害賠償を命じる判決を下した。しかし、最高裁はその判決を覆した。最高裁は国際法がアメリカ合衆国の法の一部であることを確認したが⁽¹¹⁾、「恣意的な逮捕拘束」を訴訟原因とすることを否定した。最高裁は、拉致連行が、海賊行為や大使の権利への侵害と同程度に確立した国際慣習法違反の行為ではないと判示したのである。問題の結論がどうであれ、重要なことはここでの論点が実体問題であることである⁽¹²⁾。原告の訴えが認められなかったのは、事物管轄の不存在のゆえではなかった。

C. Kiobel 判決

外国人不法行為法に関する最も新しい最高裁判決は、Sosa 判決とは対照的に、訴えを事物管轄権の不存在のゆえに却下した。2013 年に下された Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co. 判決⁽¹³⁾は、ナイジェリア人を原告とし、イギリス、オランダ、およびナイジェリアの企業を被告とするものであった。原告の主張するところでは、これらの企業はナイジェリア政府の国際人権法違反を幫助したとされた。石油資源の搾取に反対する環境保護活動家に対して暴力による抑圧がなされたことが主張された。原告の主張では、政府公務員が活動家を殺害したり強姦した。被告企業は、これらの犯罪行為を幫助し、政府公務員に食料を提供し、輸送手段など、さまざまな設備を提供したとされた。原告が援用したのは、裁判に拠らない処刑、人道に対する犯罪、および拷問を禁止する国際法である。アメリカの裁判管轄権の根拠として援用されたのが外国人不法行為法である。

最高裁に提起された第一の難しい問題は、国際法が企業の不法行為責任を認めるかどうかである。この問題に関する口頭弁論の次に最高裁が当事者に要求した弁論準備書面は、外国人不法行為法の下で国外行為についてアメリカの裁判所で争いうる訴訟原因が生じるかどうかである。

(10) 542 U.S. 692 (2004).

(11) *Id.* at 730 (quoting *The Paquete Habana*, 175 U.S. 677, 700 (1900)).

(12) *Id.* at 724-25.

(13) 133 S. Ct. 1659 (2013).

法廷意見を執筆した Roberts 首席裁判官は、アメリカ法の域外適用否定の推定則を援用し、原告の主張を否定した。この法理は、アメリカ法の解釈については、連邦議会がその適用を国内に限定しているという推定の下でなさねばならないということである。法廷意見によれば、外国人不法行為法には域外適用を認める明白な議会意思が示されておらず、域外適用否定の推定は覆されないということである⁽¹⁴⁾。最高裁は原審判決が、事物管轄権の不存在により訴えを却下したことを認容した⁽¹⁵⁾。同意意見を執筆した4人の最高裁裁判官は、特に Breyer 裁判官は、この推定則そのものには依拠せず、原告の訴えがアメリカ合衆国との十分な接触の無いゆえに、裁判管轄権が存在しないとの見解であった。⁽¹⁶⁾

III. 管轄権の誤謬

Kiobel 判決で最高裁が域外適用否定の推定則に依拠したことは意外であった。Filártiga 判決ではその問題にほんの少しだけ言及されたに過ぎない⁽¹⁷⁾。Sosa 判決では最高裁は全くその問題には言及しなかった。これらの事件では、問題となる行為は、国外で、すなわちパラグアイとメキシコで行われたものであった。外国人不法行為法は、完全に管轄権に関する法律である。したがって、域外適用否定の推定則を論じることはほとんど意味のないことである。外国人不法行為法は、行為の内容を規律するものではなく、一定の事件に連邦裁判所を訴訟の場として提供するだけの管轄権に関する法律である。さらに、この法律の管轄権の範囲に入る事件を規律する実体法は、国際法であってアメリカ法そのものではない。したがって、通常、法の域外適用が問題になるときの主要な関心事である主権の侵害、すなわち、ある国の国内法が他国でなされた行為

(14) *Id.* at 1665 (quoting *Morrison v. Nat'l Australia Bank Ltd.*, 130 S. Ct. 2869, 2878 (2010)).

(15) *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 621 F.3d 111, 149 (2d Cir. 2010) (holding that “complaint must be dismissed for lack of subject matter jurisdiction”), *aff’d*, 133 S. Ct. 1659, 1663 (2013).

(16) 133 S. Ct. 1659, 1671 (2013) (Breyer, J., concurring).

(17) *Filártiga*, 630 F.2d at 885 (noting that it was “not extraordinary for a court to adjudicate a tort claim arising outside of its territorial jurisdiction”).

に適用されるということは、外国人不法行為法の場合、存在しない。

Kiobel 判決で最高裁が法律の域外適用について焦点を合わせていることの不思議さは、最高裁が国際法の問題を避けるために煙幕を張っていると考えれば理解できる。Kiobel 事件での拷問や裁判によらない処刑は、Sosa 事件で問題となった拉致よりも深刻な問題である。したがって、最高裁は訴訟原因がないという口実で問題を回避することが出来なかったのである。最高裁は法の域外適用の問題に注意を集めて、訴訟原因が存在するかしないかの問題や、企業の国際不法行為責任の有無などのより本質的に重要な問題に向き合わなかったのである。

問題の回避は、最高裁が下級審の事物管轄権の不在のゆえに訴えを却下するという事件の処理方法を認容することによって、より複雑になっている。手続論によって訴えを処理することで、裁判所が訴えの本案に判断を下せないのは、議会によって司法権の行使が制限されているというイメージが作られる。実際は、法律の域外適用否定の推定則に依拠することにより、最高裁は本案問題を扱っているものであり、判決は本案問題についての判決だと表現されるべきである。

管轄権の不存在という理由に隠されていることは、議会が裁判所に管轄権を授与するまでは、裁判所は国際人権法の問題に判断することができないということである。実際は、連邦裁判所にはそのような権限が与えられているのであり、その権限の行使によって国際法の形成に参加することをためらってはならないのである。そのためにも、外国人不法行為法への依存は不要であり、同法は紛らわしい存在であり、意味のない域外適用の問題や事物管轄権に関心をそらしてしまっている。連邦裁判所は、これらの問題に気をとられることなく、国際法の実体問題について検討を深めるべきである。

A. 域外適用問題の実体的性質

Kiobel 判決における最高裁の誤りは、域外適用の問題が事件の本案についての判断ではなく、事物管轄権の不存在の問題であるとして、事件を却下したことある。事物管轄権の問題は、裁判所の審理権限の問題であり⁽¹⁸⁾、本案は請求の実体法上の有効性に関わる問題である。原告が実体法上有効な請求を主張

(18) *Arbaugh v. Y & H Corp.*, 546 U.S. 500, 514 (2006) (describing subject-matter jurisdiction as “a court’s power to hear a case”) (quoting *United States v. Cotton*, 535 U.S. 625, 630 (2002)).

していないというだけでは、裁判所の管轄権がなくなるわけではない。原告の請求が裁判所の管轄権の範囲内であれば、原告の主張が成功しなくとも裁判所の管轄権はなくなるらない。

管轄権の存否と請求の実体法上の有効性は、微妙な問題であるがアメリカの連邦制度においては、しばしば重要な問題となる。例えば、連邦裁判所では事物管轄権がないと判断された原告が、州裁判所で訴訟提起することも可能である。これに対し、既判力の法理により遮断された請求は、再び訴訟提起することはできない。この観点からすれば、Kiobel 事件の原告は州裁判所に事件を再提訴することも可能である⁽¹⁹⁾。しかし実際は、連邦裁判所が管轄権なしとした事件に対し、州裁判所が管轄権を行使することは非常に稀である。いったん、連邦最高裁が外交問題を理由にして、国内裁判所は国外での不法行為について国際法を適用すべきでない⁽²⁰⁾と判断すれば、連邦最高裁の判断が管轄権を理由とするものであっても、州の裁判所が連邦最高裁判断と異なる判断を敢えてすることはまずない⁽²⁰⁾。

最高裁は数年前に、管轄権問題と実体法問題の差異について、Arbaugh v. Y & H Corp. 判決⁽²¹⁾で説明したことがある。この事件では、原告は雇用差別を理由に使用者を訴えた。実体法では、原告は従業員 15 人以上の使用主に適用のある連邦法を援用して訴訟を提起した。管轄権としては、原告は、連邦法の下でのすべての民事事件を審理する権限を規定するより広い連邦法に基づいて訴訟を提起した。事実上、被告は 15 名以上の従業員をもたず適用対象でなかった。最高裁は、管轄権の問題ではなく実体法上の適用対象でないゆえに請求を

(19) See Judith Resnik, *Law's Migration: American Exceptionalism, Silent Dialogues, and Federalism's Multiple Ports of Entry*, 115 YALE L.J. 1564, 1629-31 (2006) (speculating about "the breadth of state judges' power to develop customary international law when federal judges have declined to do so" and noting potential violation of doctrine of foreign affairs preemption but arguing that state judges should not be preempted).

(20) See RESTATEMENT (THIRD) OF FOREIGN RELATIONS LAW OF U.S. § 111 cmt. d ("[C]ustomary international law, while not mentioned explicitly in the Supremacy Clause, [is] federal law and as such [is] supreme over State law."); *id.* § 112(2) ("The determination and interpretation of international law present federal questions and their disposition by the United States Supreme Court is conclusive for other courts in the United States.").

(21) 546 U.S. 500 (2006).

棄却した。したがって、地方裁判所の事件を審理する管轄権はそのままの形で存在するといえる。おなじように、国際不法行為について、法人の賠償責任の不存在や、国際法は国内での違反行為にのみ訴訟請求権を与えるという理由で原告の請求が否定されても、それは実体法上の理由で訴えが斥けられただけであって、事物管轄権の不存在を理由に訴えが斥けられたわけではない。

Kiobel 判決で最高裁が管轄権の不存在と実体法上の不備を区別しなかったことは驚きである。なぜなら、Arbaugh 判決で最高裁は、域外適用の問題で同じ過ちをおかしたことを認めていたからである。1991 年に最高裁は、公民権法第 7 編が海外での行為に適用されないと判示しながら、事物管轄権の不存在を理由とする原審の却下判決を認容したからである⁽²²⁾。15 年後になって最高裁は、両者の区別が訴訟当事者によって指摘されなかったことを説明に使った⁽²³⁾。Arbaugh 判決で最高裁は、域外適用のないことを理由として訴えを斥けることが実体法上の問題であり、管轄権の問題でないことを明確にした。その後の諸判決では、最高裁は域外適用の問題は実体法上の問題として正しく処理している。1934 年の証券取引所法の範囲について判示したときにも、最高裁は法律の域外適用が無いことを判示し、それゆえに訴えが管轄権の不存在を理由としてではなく、本案上の問題として棄却されることを判示した⁽²⁴⁾。

どうして最高裁は Kiobel 判決において域外適用の問題を管轄権の問題とする過ちをおかしたのであろうか。私の考えでは、外国人不法行為法が注意をそらしてしまったのである。最高裁は外国人不法行為法が純粋に管轄権の法律であることを認めている⁽²⁵⁾。しかし、同時に、最高裁は、同法が、「十分に内容の定まった国際法に基づき一定の訴訟原因を認定する権限を裁判所に認めている」⁽²⁶⁾と論述して、同法について準実体法的な説明をしている。この不正確さが二段階での誤りを構成している。(1) アメリカ法を外国での行為に適用しないという推定が、外国人不法行為法の下で連邦裁判所に提起される国際不法行為法上の請求に適用される。(2) したがって、本件請求は事物管轄権の不存在を理由に却下される、という結論を導くことになる。

(22) *EEOC v. Arabian Am. Oil Co.*, 499 U.S. 244 (1991).

(23) 546 U.S. at 511 (characterizing earlier holding as “drive-by jurisdictional ruling[*g*]” with “no precedential effect”).

(24) *Morrison v. Nat’l Australia Bank Ltd.*, 130 S. Ct. 2869, 2877 (2010).

(25) *Kiobel*, 133 S. Ct. at 1664 (quoting *Sosa*, 542 U.S. at 713).

(26) *Id.*

正しく理解されるならば、外国人不法行為法は間違いなく *Kiobel* 事件についての事物管轄権を設定しており、それは *Sosa* 事件でも同じであり、同判決で事案の処理は実体法上の問題として処理されている。連邦裁判所は、外国人不法行為の事件を審理する権限を有しており、たとえ国外でなされた不法行為についても権限を有している。連邦裁判所が、幻影の争点である域外適用の問題や事物管轄権の問題を避けるためには、外国人不法行為法を無視すべきであり、それによって国際法のより深い分析に集中すべきである。

B. 外国人不法行為法に意義のないことについて

なぜ、過去数十年多くの関心を集めてきた外国人不法行為法は無視されるべきなのであろうか。その理由は、この法律の存在意義がなくなっているからである。この法律は純粹に管轄権に関する法律である。しかし、この法律は、争いのない一般的な管轄権授権の法律以上には、何ら連邦裁判所に管轄権を与えない。もちろん、かつてこの法律には存在意義があった。しかし、この法律があるがゆえに、実体法上の重要事項から関心を逸らす重複的な存在となってしまった。*Kiobel* 判決の第二の管轄権に関する誤りは、この法律の誤った側面に関心を注いでいることである。

1. この法律の合憲性

論争的な研究者は、外国人不法行為法は、存在意義がないどころか、違憲であるという主張をする者もいる。その見解によれば、連邦裁判所は慣習国際法の下での権利を主張する事件について審理する権限を欠いているとされる。連邦議会は、合衆国憲法第3条の範囲内でのみ連邦裁判所に権限を授権できるが、合衆国憲法第3条はそのような事件について言及してはいないと主張される⁽²⁷⁾。この法律の合憲性を擁護する論者は、合衆国憲法第3条が次のように規定していることを根拠とする。連邦「司法権は…この憲法、合衆国の法律、および条約の下で生ずるすべての事件に及ぶ。」⁽²⁸⁾ 彼らの主張では、国際慣習法は、連邦法の中に組み込まれており、「合衆国の法律」の中に含まれるとされる⁽²⁹⁾。しかし、このような解釈に疑問を持つ者は、合衆国憲法第3条は、明確

(27) *E.g.*, Curtis A. Bradley, *The Alien Tort Statute and Article III*, 42 V.A. J. INT'L L. 587, 590-91 (2002) (summarizing argument).

(28) U.S. CONST. art. III, § 2.

(29) *E.g.*, Anne-Marie Burley, *The Alien Tort Statute and the Judiciary Act of 1789: A Badge of Honor*, 83 AM. J. INT'L L. 461, 468 (1989) ("[The Alien Tort Statute] can . . . be constitutionally justified only as an exercise

に条約に言及しているのに対して国際慣習法には言及していないこと、したがって、国際慣習法は「合衆国の法律」である要件を満たさず、連邦議会は外国人不法行為法を制定する権限を持たないことを主張するのである^{(30)○}

この法律の 18 世紀の立法経緯を示す証拠からは、明確な結論を導き出すことはできない。しかし、一つの説得的な史料は、フェデラリスト・ペーパーズにおいて、John Jay が現代我々が国際慣習法と理解している法は連邦裁判所によって適用されることを想定していることである。

「連邦政府においては、laws of nations（国際慣習法）は、常に唯一の意味で解釈され、執行される。その点について 13 州の裁判所が必ずしも一致するとは限らない。したがって、その点について管轄権を連邦政府に任命され連邦政府に責任を持つ裁判所に与えるという叡智は讃えられるべきである。」⁽³¹⁾

さらに、同法が合衆国憲法の批准の一年後に成立していることがその合憲性の擁護史料として援用される。憲法起草者と第一回連邦議会のメンバーは多くが重複しており、合衆国憲法第 3 条の範囲を越えて同法が制定されたとは考えにくい^{(32)○}

今日、権威ある文献は憲法の意味において、国際慣習法が合衆国の法であることに、見解が一致している^{(33)○}。対外関係法リステイトメント第 3 版は、「国

of the federal question jurisdiction.”); *see also* William S. Dodge, *The Constitutionality of the Alien Tort Statute: Some Observations on Text and Context*, 42 VA. J. INT'L L. 687, 689, 700 (2002) (arguing that because international law qualifies as “La[w] of the United States,” Alien Tort Statute is constitutional, and also raising possibility of other constitutional foundations).

(30) Bradley, *supra* note 27, at 590-91, 597 (contrasting references to treaties with omission of “law of nations” and rejecting claim that customary international law fits within article III provision about “Laws of the United States”).

(31) THE FEDERALIST No. 3 (John Jay).

(32) *See* Dodge, *supra* note 29, at 709-10 (calling that overlap “perhaps the most persuasive evidence” of constitutionality).

(33) RESTATEMENT (THIRD) OF FOREIGN RELATIONS LAW OF U.S. § 111 reporter’s note 3 (“[T]he modern view is that customary international law in the United States is federal law.”); LOUIS HENKIN, FOREIGN AFFAIRS AND THE UNITED STATES CONSTITUTION 238-39 (2d ed. 1996) (recounting doctrinal history

際慣習法の下で生じる問題は、合衆国の法の下に生じる問題でもある。なぜなら、国際法は我が国の法の一部であり連邦法であるからである。」⁽³⁴⁾と述べている。この論理にしたがって、*Filártiga* 判決は外国人不法行為法の合憲性をしっかりと擁護している。「外国人不法行為法の憲法上の根拠は、連邦コモンローを構成する国際慣習法である。」⁽³⁵⁾と述べている。Sosa 判決でも Kiobel 判決でも、最高裁は外国人不法行為法の合憲性を取り上げてはいない。しかし、そうする機会は十分にあったが、なんら疑問を差し挟んではいない。

2. 存在意義の無いことについて

もし外国人不法行為法が憲法違反であれば、管轄権に関する法律が無効になるわけであるから、実体問題を回避して、すべての国際不法行為の訴えを却下することができる。しかし、最高裁はそのような立場をとってはいない。同法が合憲であるという前提でも、この法律は存在意義がないという私の立場は変わらない。

1789年に第一回連邦議会は、憲法に規定されたすべての管轄権を連邦裁判所に授権したわけではない。外国人不法行為法は、外国政府高官が関係する有名な事件が発生した後に制定された⁽³⁶⁾。それは、権利侵害を受けた外国人に連邦裁判所で救済を受ける道を開くために制定されたのであり、連邦裁判所に特

and concluding that “[i]nternational law is considered to be included” in article III provision about judicial power); Louis Henkin, *International Law As Law in the United States*, 82 MICH. L. REV. 1555, 1559-60 (1984) (noting “general agreement . . . that cases arising under international law are ‘cases arising under . . . the Laws of the United States’ and therefore are within the judicial power of the United States under article III”).

(34) RESTATEMENT (THIRD) OF FOREIGN RELATIONS LAW OF U.S. § 111 reporter’s note 4 (noting that federal judicial power extends to cases arising under customary international law) (quoting *The Paquete Habana*, 175 U.S. 677, 700 (1900)).

(35) 630 F.2d at 885; see also *id.* at 887 (quoting THE FEDERALIST NO. 3).

(36) See Dodge, *supra* note 29, at 692-94 (sketching history leading to enactment); John C. Massaro, *The Forgotten Jurisdiction*, 33 N. ILL. U. L. REV. 83, 90-91 (2012) (noting “[a] number of highly publicized incidents involving proceedings in state courts with respect to foreign citizens and foreign affairs” that occurred during and soon before the drafting of the Constitution).

定的な管轄権を与える法律の中の一つの規定であった⁽³⁷⁾。1875 年になって、連邦議会は憲法が規定する上限にほぼ等しい管轄権を連邦裁判所に与える法律を制定した。その条文はほぼ合衆国憲法第 3 条の司法権規定を引き写している。「憲法、合衆国の法律、および条約の下で生じる全ての訴訟」⁽³⁸⁾に管轄権を与えた。しかし、訴額の制限があり、少なくとも 500 ドル以上に相当する請求であることが要件であった⁽³⁹⁾。外国人不法行為法は、この訴額の制限がないゆえに、この限られた範囲で独自の存在意義があった。

訴額要件は 20 世紀には数次にわたって増額されたが、1980 年に完全に廃止された⁽⁴⁰⁾。まさにその 1980 年に *Filártiga* 判決は、外国人不法行為法に命を吹き込んだのである。判決の 5 ヶ月後、訴額制限の廃止により、外国人不法行為法は、独自の存在意義を失ったのである。新しい、そして現行法でもある連邦裁判所の連邦問題管轄権に関する法文は次のとおりである。「憲法、法律、および合衆国の条約の下で生じる全ての民事訴訟」⁽⁴¹⁾（憲法第 3 条の法文の引き写し）が連邦裁判所の管轄とされている。連邦法の下で生じる全ての事件が連邦裁判所での管轄となったのであるから、外国人不法行為法のような特別の管轄権に関する法律は、実際的な意味を失っている。⁽⁴²⁾

Kiobel 事件での最高裁の口頭弁論で、Ginsburg 裁判官は、一般的な管轄権を付与する現在の法律が十分であることを繰り返し示唆した⁽⁴³⁾。彼女は適切にも、「外国人不法行為法を気にかける必要はない」⁽⁴⁴⁾と指摘していた。Scalia 裁判官は Ginsburg 裁判官とは見解が異なっていたが、意味のある議論がなされ

(37) Judiciary Act of 1789, ch. 20, § 9(b), 1 Stat. 73, 77 (“[T]he district courts shall . . . have cognizance . . . of all causes where an alien sues for a tort only in violation of the law of nations or a treaty of the United States.”).

(38) Jurisdiction and Removal Act of 1875, ch. 137, § 1, 18 Stat. 470.

(39) *Id.*

(40) Federal Question Jurisdictional Amendments Act of 1980, Pub. L. 96-486, § 2(a), 94 Stat. 2369.

(41) 28 U.S.C. § 1331.

(42) *Cf. Arbaugh*, 546 U.S. at 503-05 (explaining historical reason for overlapping narrow and broad statutes supporting federal jurisdiction in cases arising under Title VII of Civil Rights Act of 1964).

(43) Transcript of Oral Argument at 17-20 (Oct. 1, 2012), *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 133 S. Ct. 1659 (2013) (No. 10-1491).

(44) *Id.* at 17.

る前に、Kennedy 裁判官が別の論点に議論を移し、公表された判決文はこの論点をふれてはいない。

Ginsburg 裁判官の示唆は十分に根拠のあるものである。外国人不法行為法は、連邦裁判所に広範な管轄権が付与される前の時代の遺物である。遺物は価値を持ちうるが、この法律の場合は問題の核心をそらせてしまう。裁判所は、この法律の下での管轄権の範囲に悩むよりも、この法律が合憲であるにしても存在価値がないことを認めるべきである。もし、国際不法行為法の違反を主張する事件が、合衆国憲法第3条、「この憲法、合衆国の法律、および条約の下で生じる全ての事件」に該当するのであれば、その事件は、現代の連邦裁判所の連邦問題事件の一般的管轄権を規定する条項に該当する⁽⁴⁵⁾。ある権威的著作が述べるように、「国際法の問題は連邦問題である。」⁽⁴⁶⁾

外国人不法行為の事件における事物管轄は、神秘的で狭く古びた条文に依拠する必要が無く、現代の一般的な連邦問題事件の管轄に基づくものであることを認めれば、連邦裁判所は根拠のない域外適用の問題に検討の舵をきることはないはずである⁽⁴⁷⁾。これらの事件で裁判所の審理の焦点は、管轄権や域外適用の問題から、より本質的な争点に向かうであろう。そうすることによって、アメリカの裁判所は国際法の発展により意味のある役割を果たすことができるであろう。

(45) See RESTATEMENT (THIRD) OF FOREIGN RELATIONS LAW OF U.S. § 111 cmt. e (citing 28 U.S.C. § 1331 for proposition that “[c]ivil actions arising under international law . . . are within the jurisdiction of the United States district courts”).

(46) HENKIN, *supra* note 33, at 239 (concluding that cases arising under customary international law qualify for federal jurisdiction); see also RESTATEMENT (THIRD) OF FOREIGN RELATIONS LAW OF U.S. § 112 (2) (“The determination and interpretation of international law present federal questions . . .”).

(47) See, e.g., *Hartford Fire Ins. Co. v. California*, 509 U.S. 764, 812-13 (Scalia, J., dissenting) (distinguishing carefully between question of jurisdiction under 28 U.S.C. § 1331 and extraterritorial application of substantive statute); *Litecubes, LLC v. N. Light Prods.*, 523 F.3d 1353, 1366 (Fed. Cir. 2008) (separating analysis of jurisdiction under 28 U.S.C. § 1331 from extraterritorial application of substantive statute).

IV. 制限的法理

論者の中には、アメリカの裁判所が他国で生じた外国人同士の不法行為について審理すべきであるという考え方に反対する人もいるであろう。当事者同士の関係、行為、およびそれらとの裁判所の適切な関係が、どのような裁判でも前提条件となる。これは自明の事柄であるが、Kiobel 判決での技巧的な域外適用の法理と事物管轄の法理を正当化するものではない。他にも数多くの法理が、外国人同士の外国での不法行為をアメリカの裁判所で審理することを限定することが出来る⁽⁴⁸⁾。

A. 対人管轄権

裁判所が外国の被告の権利について審理するについて慎重であることは正当なことである。対人管轄権はそのような配慮をなす法理である。外国人の不法行為訴訟であれ、その他の訴訟であれ、対人管轄権の法理は、被告、裁判所、および訴訟との関係が不十分であることを理由に、裁判所の審理権限の適法性を問うことを可能にする。アメリカの連邦裁判所では、合衆国憲法第5修正のデュー・プロセス条項がこれを規律する⁽⁴⁹⁾。

外国法人を被告とし外国での行為につき訴訟が提起される場合には、対人管轄権は「一般管轄」の法理からのみ成立する。一般管轄の対象となるためには、法人はアメリカを「本質的に本国と扱うに十分なほどに、アメリカとの『継続的で系統立った』接触を有するものでなければならない」⁽⁵⁰⁾。Kiobel 事件の口頭弁論で、訴訟当事者は被告が対人管轄権の不存在の抗弁を放棄したか否かを争った⁽⁵¹⁾。Ginsburg 裁判官が被告のアメリカとの接触が一般管轄権に必要な高い基準を満たしているかを質問したときに、原告の訴訟代理人は答えること

(48) *Developments in the Law: Extraterritoriality*, 124 HARV. L. REV. 1226, 1229 (2011) (summarizing limitations courts have imposed on alien tort cases).

(49) *Omni Capital Int'l, Ltd. v. Rudolf Wolff & Co.*, 484 U.S. 97, 103-04 (1987).

(50) *Goodyear Dunlop Tires Operations, S.A. v. Brown*, 131 S. Ct. 2846, 2851 (2011) (quoting *Int'l Shoe Co. v. Washington*, 326 U.S. 310, 317 (1945)) (overturning a state court's assertion of jurisdiction over a corporation from another nation).

(51) Transcript of Oral Argument at 3-4, 16, 22, 53-54 (Oct. 1, 2012), *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 133 S. Ct. 1659 (2013) (No. 10-1491).

が出来なかった。その争点は完全には審理されておらず事実記録が不十分であり⁽⁵²⁾、対人管轄権の争点は最高裁で直接的に争われなかった。

Kenney 裁判官は挑発的な質問を原告の訴訟代理人に尋ねた。「もしアメリカ法人がアメリカにおいて国際法違反の行為をすれば、アメリカ法人は世界のどの国の裁判所でも訴訟の対象となるのか？」⁽⁵³⁾と質問した。質問の文脈は、域外適用の問題であったが、答えは対人管轄権と深く関わりのある問題である。アメリカ法人は、世界のどの国の裁判所でも訴訟の対象になるわけではないが、裁判所の管轄権の行使が国際法上の「審理管轄権 (adjudicative jurisdiction)」の法理に適用のものであれば訴訟の対象になる。その法理は、アメリカのデュー・プロセス条項の法理と類似のものである⁽⁵⁴⁾。

Kiobel 判決の法廷意見は同じようにミスリーディングな議論を展開した。最高裁の論ずるところでは、域外適用否定の推定則を適用しなければ、「諸外国がアメリカ市民をそれら諸外国の裁判所に召喚し、アメリカでなされたとされる国際法違反の行為につきその責任を問うこととなるというのである」⁽⁵⁵⁾。恐ろしい光景だが、しかしそれは妄想である。アメリカ市民は法廷地となる国と審理管轄権を満たすだけの接触がある場合にのみ、法廷に召喚される。Kiobel 事件では、アメリカの裁判所が被告法人に対する管轄権を行使するだけの接触があるかが審理されていないが、その審理がなされていないことは、域外適用の法理を援用したり、事物管轄権の法理を援用する理由とはならない。

B. 不便宜法廷の法理

連邦裁判所が事物管轄権も対人管轄権も満たしていても、裁判所は不便宜法廷の法理により、訴えを却下する裁量権を有する。その法理は、外国での審理がより適切である場合に訴えを却下する裁量権を裁判所に認める。その典型的事例は、Piper Aircraft v. Reyno 判決⁽⁵⁶⁾である。飛行機事故の犠牲者のスコットランド人相続人が、アメリカの航空会社とプロペラ製造会社を訴えた事例で、公益と当事者の便宜を考慮して、最高裁はスコットランドがより適切な法廷地であるという地方裁判所の判決を認容した。それは、アメリカの裁判所が

(52) *Id.* at 53-54.

(53) *Id.* at 5.

(54) RESTATEMENT (THIRD) OF FOREIGN RELATIONS LAW OF U.S. § 421 (listing factors for assessing reasonableness of exercise of adjudicative jurisdiction).

(55) 133 S. Ct. at 1669.

(56) 454 U.S. 235 (1981).

事物管轄権を持たないということではなく⁽⁵⁷⁾、またアメリカ法人である被告について対人管轄権を持たないということではなく⁽⁵⁸⁾、本件におけるスコットランドの「強い利益」の観点から、アメリカの利益が訴訟をアメリカで「維持するのに十分ではない」とされたからである⁽⁵⁹⁾。

Piper Aircraft 判決は、不便宜法廷の法理を外国原告のアメリカへの流入を食い止める「柔軟な」法理であると表現した⁽⁶⁰⁾。この法理は外国人不法行為の事件でも同様に適用されるものであり、*Kiobel* 判決では最高裁がアメリカ法の域外適用否定の推定則を援用することになった外交上の懸念を鎮めるものでもある。口頭弁論では、原告は不便宜法廷の法理を最高裁の外交への懸念に応えるために持ち出して論じた⁽⁶¹⁾。しかし、被告は不便宜法廷の申し立てをしなかったし⁽⁶²⁾、Roberts 首席裁判官の意見はこの論点を全く無視している⁽⁶³⁾。将来の裁判所は、この法理を念頭に置き、管轄権は存在しても一定の事件は外国の裁判所に委ねるのがより良いと考えるときには、そのように事案を処理することもできるのである⁽⁶⁴⁾。

(57) The defendants removed the case from state to federal court on the basis of diversity of citizenship. *Reyno v. Piper Aircraft Co.*, 630 F.2d 149, 154 (3d Cir. 1980).

(58) One of the defendants challenged personal jurisdiction in California, before the case was transferred to Pennsylvania. *Id.*

(59) *Piper Aircraft*, 454 U.S. at 260-61.

(60) *Id.* at 249-50, 252.

(61) Transcript of Oral Argument at 5, 8, 17 (Oct. 1, 2012), *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 133 S. Ct. 1659 (2013) (No. 10-1491).

(62) The defendants had moved to dismiss on grounds of *forum non conveniens* in a companion case. *See id.* at 16, 53-54 (describing appellate reversal of dismissal in *Wiwa* case).

(63) Justice Breyer's concurring opinion raised *forum non conveniens* as a "[f]urther limiting principle," beyond jurisdiction, to insure that U.S. courts hear cases "only where distinct American interests are at issue." 133 S. Ct. at 1674, 1677 (Breyer, J., concurring).

(64) The *Filártiga* defendant unsuccessfully moved to dismiss on the ground of *forum non conveniens*. The court of appeals recognized the doctrine as a "critical" issue but did not address it because the trial court had not acted on the motion, dismissing instead for lack of subject-matter jurisdiction. *Filártiga v. Peña-Arala*, 630 F.2d 876, 880 n.6 (2d Cir. 1980).

C. 代替救済完了の原則

対人管轄権や不便宜法廷の法理よりも十分に発展していない法理であるが、外交上の緊張を回避するために、外国人たる被告の行為についての審理を制限する法理が存在する。その法理は、国内裁判所が外国での行為について外国人の訴えの審理を開始する前に、原告は他の法廷で訴訟をする機会を持たないかを検討すべきであるとする。

代替救済完了の原則は、原告に国際法廷が利用し得ないことを証明することを求める。さらに、原告は、被告の本国の法廷、または行為地国の法廷を選択することを求められる。いずれの法廷も利用可能でない場合にのみ、原告は他の法廷を利用することが認められる。その場合にも、原告が選んだ法廷が被告に対する対人管轄権を持つことは必要である。

国際法廷もナイジェリアの国内法廷も、Kiobel 事件の原告には利用可能ではなかったようである。より不明なことは、オランダや連合王国の国内裁判所が原告の請求を審理することが出来なかったのかである。いずれにせよ、原告は口頭弁論で代替法廷地の法理は合理的な要件であることを認めていた⁽⁶⁵⁾。そのような法理による安全弁が外交問題を引き起こすことを避けるうで役立つ。国際不法行為の事件を自国の裁判所に審理させようとししない国家は、他国の裁判所による国際法解釈に異論を差し挟む資格はない。

D. 他の法理

連邦裁判所は、政治問題の法理、国際礼譲、国家行為の法理など他の法理を、外交上の懸念が生じうる事件の審理を制限するために援用しうる。Kiobel 事件の被告は、この事件を回避するように裁判所を説得する多数の方途があることを認めていた。それにもかかわらず、被告は最高裁に「〔域外適用否定の〕推定則を、外国での行為に関わる全ての外国人不法行為の事件にはカテゴリーとして適用する」⁽⁶⁶⁾ ように求めた。被告の訴訟代理人の主張では、域外適用否定の推定則の重要ポイントは、「裁判官によって作られた全ての「法理」を回避することである。」⁽⁶⁷⁾

しかし、これらの多くの制限的法理の重要ポイントは、連邦裁判所が事物管

(65) Transcript of Oral Argument at 14-15 (Oct. 1, 2012), *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 133 S. Ct. 1659 (2013) (No. 10-1491).

(66) *Id.* at 37.

(67) *Id.* at 30-31 (citing exhaustion and the political question doctrine as examples).

管轄権を持つ場合であっても、管轄権の行使は外国の被告に課す不当な負担を最小限にとどめ、外国政府の不当な不興を最小限にとどめる状況でなされるということである。この点について、さまざまな法理が十分に存在する。Kiobel 事件において最高裁は、どのような外交政策上の懸念があったにせよ、上辺だけの域外適用の法理の検討をして、事物管轄権の不存在を理由に訴えの却下を認容したが、それに理由はない。

V. 結論

国際人権が主張される事件への最高裁のアプローチには、管轄権の誤謬がある。国際法を援用する事件を対象とする管轄権に関する法律は、国内法の域外適用の懸念を生じさせない。しかし、最高裁は Kiobel 判決においてこれを根拠にして訴えを却下した。連邦裁判所はこの事件を審理する権限を欠いてはいない。しかし、最高裁は、事物管轄権の不存在を理由にした訴えの却下を認容した。判決のもたらす印象は、司法部は外国で生じた国際不法行為法の事件を審理する権限を持たないというものである。

しかし、連邦裁判所はまさにその権限を有している。障害となっているのは、外国人不法行為法への誤った焦点の設定である。この法律は生き残ってはいるが、当初の有用性を失っている。現在は、連邦法の下で生じる全ての事件に連邦管轄権を認めるより広範囲な法律が存在する。外国人不法行為の事件を正しく処理するためには、裁判所は外国人不法行為法を無視すべきである。なるほど、裁判所はその管轄権を、訴訟当事者、行為、および法廷地につき十分な関係のある事件に限定する多くの法理を検討すべきである。しかし、そのいずれもが適用のない場合には、裁判所は事件処理に向かうべきであり、継続する紛争の内容に対処すべきである。管轄権についての誤謬を正してこそ、アメリカの裁判所は、「国際法は我が国の法の一部である」⁽⁶⁸⁾ という判決の宣言を意味あるものとすることができるのである。

(68) The Paquete Habana, 175 U.S. 677, 700 (1900) ; cf. HENKIN, *supra* note 33, at 246 (calling for Supreme Court to build on that comment by addressing more details about customary international law).